

## 液晶大量設置サービス ご利用規約

液晶大量設置サービスをお申込みいただいた場合、対象製品に対する設置を下記規約に基づいて実施いたします。

下記規約にご同意いただける場合には、所定の手続きに従ってサービスをお申し込みください。

### 第 1 条 (定義)

本規約において使用される用語の定義は、以下の各号に定める通りとします。

1. 「本サービス」とは、第3条にて定める、対象製品のサービスを弊社がお客様に対して有償にて行うことを意味します。
2. 「対象製品」とは、第 2 条に定める本サービスの対象となる弊社製品を意味します。
3. 「設置サービス」とは、対象製品をお客様ご指定の場所に設置することを意味します。

### 第 2 条 (対象製品)

1. 液晶大量設置サービスご利用案内に記載されている弊社製品を対象とします。

### 第 3 条 (本サービス内容)

弊社は、液晶大量設置サービスご利用案内で定めるサービスをお客様に提供致します。

詳細は液晶大量設置サービスご利用案内をご確認ください。

1. 本サービスは弊社製液晶ディスプレイを新規に 10 台以上導入いただく際に製品設置をお客様に代わって実施する有償サービスです。
2. 電源ケーブル、モニターケーブル、スピーカーケーブルの接続、簡単な動作確認を行います。  
また、地デジチューナが標準装備されている場合は、チャンネル設定を行います。
3. 本サービスの実施時間は月曜日～金曜日の午前 9 時から午後 5 時(祝日および夏季休業期間、年末年始、弊社指定休業日を除く)となります。最新の情報は下記の弊社ホームページをご確認ください。  
(<http://www.iodata.jp/support/service/iss/>)
4. 本サービスの一部もしくは全部の実施を弊社の選任した第三者(以下「弊社委託先」といいます。)に行わせることがありますのでご了承ください。
5. 弊社は、特段の予告をすることなく、適宜本規約および別紙のサービス内容を変更することができるものとします。最新の情報は下記の弊社ホームページをご確認ください。  
(<http://www.iodata.jp/support/service/iss/>)

### 第 4 条 (設置場所情報の提供)

お客様には、本サービスご依頼の際に対象製品の設置

場所の情報をご連絡いただきます。

### 第 5 条 (設置場所の整備)

お客様は、対象製品に添付されているマニュアル等に記載されている「設置に適した場所」となるように設置場所の環境を整備、維持するものとします。

### 第 6 条 (適用除外)

以下に該当する場合は、本サービスの対象外とします。ただし、弊社はその必要性が認められる場合には、お客様と別途協議のうえ実施時期、対価の金額その他必要事項を決定し、当該作業を行います。

1. 弊社が定める製品設置環境条件に反する場合
2. 対象製品の移設、撤去に関する作業および立会い
3. お客様の要求による対象製品の改造、清掃、点検
4. 弊社の指定品以外の保守部材の使用
5. ソフトウェアに起因する事故の調査および対象製品の修理
6. その他、本規約に違反していると弊社が判断する場合

### 第 7 条 (料金)

1. 本サービス料金は、別途お見積りいたします。
2. お客様からの解約のお申し出や、いかなる場合においても、一旦お支払いいただいた料金は返還いたしませんので、ご了承ください。

### 第 8 条 (設置場所への立入)

1. お客様は、本サービスの提供を行うために弊社のサービスエンジニアが対象製品の設置場所に立入ることを認めるとともに、当該サービスエンジニアが本サービスを行うために必要となる作業場所、消耗品を無償で提供するものとします。
2. 本サービスを遂行するために必要な費用のうち、光熱水道費、消耗品費、通信費(ただし、弊社からお客様への通信に要する費用を除きます。)は、お客様の負担とします。

### 第 9 条 (本サービスの解約)

弊社は、以下の各号に該当する場合、対象製品の本サービスを解約することができます。

1. お客様が料金の支払を履行しない場合
2. 第 10 条第 3 項に定める不可抗力による場合
3. 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合

### 第 10 条 (責任の範囲)

1. 弊社の損害賠償責任は、請求原因の如何にかかわらず、現実に発生した直接かつ通常の損害を対象とし、本サービス料金を上限とします。
2. 弊社は、別段の定めのない限り、対象製品の使用不能期間中に代替製品等を提供する義務を負わないものとしま

## 液晶大量設置サービス ご利用規約

す。

3. 天災地変、戦争・暴動・内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由により本規約に基づく債務の遅延または不能が生じた場合、弊社はお客様に対してその責任を負わないものとします。

### 第 11 条（瑕疵担保）

弊社または弊社委託先が実施した本サービスに、その実施の時から5営業日以内に隠れた瑕疵が発見された場合、それが弊社の責めに帰すべき事由とみとめられた場合については、弊社は弊社の費用負担において当該瑕疵を修補ないしは、修補が困難な場合は同等またはそれ以上の機能を有する他の製品に交換します。

### 第 12 条（個人情報・機密保持）

1. 本サービスのお申し込みに伴い、弊社が知ったお客様の氏名、住所等の個人情報については、本サービスの実施、本サービスの満了時のご案内およびサービス向上の為にアンケートや弊社新製品の発表時におけるご案内等で、弊社プライバシーポリシーにもとづき必要な限度でのみ利用させていただき、弊社においてそれ以外に利用することはございません。また弊社委託先においても弊社と同等の安全管理を

行います。

2. お客様ならびに弊社および弊社委託先は、本サービスの実施によって知り得たそれぞれの相手方の情報を事前に相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩しないものとします。

### 第 13 条（権利・義務の譲渡の禁止）

お客様は、事前に書面による弊社の承諾を得ることなく、本サービスの実施から生じる権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡することはできないものとします。

### 第 14 条（定めのない事項等）

本規約に定めのない事項あるいは本規約の解釈に疑義が生じた場合には、お客様と弊社において誠実に協議を行うことといたします。

### 第 15 条（管轄裁判所）

前条の協議によってもなお本規約に関わる紛争が解決できない場合には、弊社の本店所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上